

(特許料等の特例)

第9条 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和34年法律第121号）第107条第1項の規定による第1年から第6年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が特許法第35条第1項に規定する従業者等（以下「従業者等」という。）がした同項に規定する職務発明（以下「職務発明」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次に掲げる者であって当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第195条第2項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

【要旨】

本条は、特定研究開発等計画の認定を受けた中小企業者に対して、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許料及び特許出願の審査請求の手数料の負担軽減措置を定めるものである。

【解説】

1. 特例措置の必要性

(1) 本法が支援対象とする技術は、広く製造業の国際競争力の強化等に特に資する技術であり、他者への裨益性が特に高いものであること

支援対象の外延であるものづくり基盤技術は、「汎用性を有し、製造業の発展を支える技術」であり、その高度化を図ることは、広く製造業全般に裨益するものである。このうち、「事業活動の相当部分が中小企業者によって行われている技術」であって、「我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に特に資する技術」であるものとして、国が指定する技術である特定ものづくり基盤技術について、その高度化を図ることは、その効果がより具体的に製造業全般に裨益するものであると考えられる。

(2) 本法が支援対象とする特定研究開発等は、高度でかつその事業化に長期を要するものであること

本法は、ものづくり基盤技術の中でも、その高度化が製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に特に資するものを国が指定するとともに、特定ものづくり基盤技術高度化指針を策定し、中小企業者が達成すべき高度化目標を設定して当該技術の高度化を促進することとしている。当該指針において国が設定する目

標は、3～5年程度の中期的な視点で見ても、我が国製造業の国際競争力の強化に繋がったり、新たな事業分野を創出するのに資する高度なものであり、直ちに具体的な製品に化体して収益に繋がるものではないが、中期的には極めて重要性の高いものとしている。このため、当該指針に基づいた認定計画に従って中小企業者が行う特定研究開発等については、その成果が実際に事業化されて、安定的な収益を産み出すまでに、より長期の期間を要すると考えられる。

(3) 本法が支援対象とする特定研究開発等は、よりリスクが大きく、より拡大された長期的な支援措置でなければ、インセンティブとして不十分であること

中小企業者は、経営資源に乏しいことなどから、技術の高度化が経営の向上にとって重要な要素であることを理解しても、なかなか実際に研究開発に踏み切ったり、その成果を権利化して活用するのに必要な投資の実行に積極的になれないものである。このため、こうした困難に果敢に挑戦する中小企業者に対しては、投資リスクを逡減させる施策が必要であると考えられる。

(2) のとおり、本法で支援しようとする特定研究開発等は、高度でかつその事業化までの期間が長く、これに取り組む中小企業者にとっては、より一層大きなリスクを長期間に渡って負うこととなる。このため、中小企業者を研究開発等に踏み切らせるインセンティブとしては、従来の支援措置に比して、より拡大された長期的な支援措置とすることが適当であると考えられる。

2. 特例措置の内容

(第1項)

本項は、特許料の負担軽減措置を定めるものである。

「認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明」とは、特例の対象となるのは、認定計画に従って行われる特定ものづくり基盤技術に関する研究開発の成果や、その研究開発の成果の利用の中で生じた成果に関連する特許発明に限定することを明確にするものである。これにより、計画の認定を受けていない特定研究開発等の成果に係る特許発明や、計画の認定を受けているが、今回の特定研究開発等の成果に係る特許発明ではないもの（例えば、過去に行われた別の研究開発の成果を利用することを計画の一部として含んでいる場合における当該別の研究開発に係る特許発明）を排除している。また、期間の定めを設けることなく無期限で認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明を支援対象とするのでは、適切な政策効果等が期待できないため、当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限定することとしている。

「特許料を納付すべき者が次に掲げる者であって」とは、特例の対象となるのは、特許料を納付すべき者が、「その特許発明の発明者」（第1号）か、「その特許発明が従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等」（第2号）のいずれかであることを明確にするものである。すなわち、特許発明者本人と、契約や勤務規則などにより職務発明を従業者等（特許発明者）から予約承継した使用者等のみが、支援対象となることを意味している。

「当該特定研究開発等を行う中小企業者であるとき」とは、特例の対象となるのは、当該特定研究開発等を行う中小企業者であることを明確にしたものである。このため、中小企業者ではない中堅・大企業などの協力を得て特定研究開発等を実施する場合には、当該中小企業者ではない中堅・大企業が、当該特許発明に係る権利を有し、その特許料の納付することも想定され、そうした際には、当該特許料は減免等されないこととなる。

「政令で定めるところにより」とは、特許料の軽減を受ける際の手続等を政令で定めることを意味している。具体的には、特許料の軽減を受けようとする者が、申請書に記載すべき事項や、申請書に添付しなければならない書面等について定めている。

「特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる」については、具体的に、本法施行令第3条第3項において、第1年から第6年までの各年分の特許料を2分の1に軽減することを定めている。

(第2項)

本項は、出願審査の請求の手数料の負担軽減措置を定めるものである。

「認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明」とは、特例の対象となるのは、認定計画に従って行われる特定ものづくり基盤技術に関する研究開発の成果や、その研究開発の成果の利用の中で生じた成果に関連する発明に限定することを明確にするものである。これにより、計画の認定を受けていない特定研究開発等の成果に係る発明や、計画の認定を受けているが、今回の特定研究開発等の成果に係る発明ではないもの（例えば、過去に行われた別の研究開発の成果を利用することを計画の一部として含んでいる場合における当該別の研究開発に係る発明）を排除している。また、期間の定めを設けることなく無期限で認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明を支援対象とするのでは、適切な政策効果等が期待できないため、当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限定することとしている。

「自己の特許出願について」とは、特例の対象となるのは、自らの特許出願について出願審査の請求をする場合に限定することを明確にするものである。特許法第48条の3の規定により出願審査の請求は何人もできることとなっているが、第三者の出願審査の請求の場合は、出願審査の請求人がその発明を実施したいと考えているときであり、減免するのは適当ではないため、自己の特許出願についてのみを減免の対象としたものである。

「出願審査の請求をする者が次に掲げる者であって」とは、特例の対象となるのは、出願審査の請求をする者が、「その発明の発明者」（第1号）か、「その発明が従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等」（第2号）のいずれかであることを明確にするものである。すなわち、発明者本人と、契約や勤務規則などにより職務発明を従業者等（発明者）から予約承継した使用者等のみが、支援対象となることを意味している。

「当該特定研究開発等を行う中小企業者であるとき」とは、特例の対象となるのは、当該特定研究開発等を行う中小企業者であることを明確にしたものである。このため、中小企業者ではない中堅・大企業などの協力を得て特定研究開発等を実施する場合には、当該中小企業者ではない中堅・大企業が、当該発明に係る特許を受けうる権利を有し、その出願審査の請求を行うことも想定され、そうした際には、当該出願審査の請求の手数料は減免されないこととなる。

「政令で定めるところにより」とは、出願審査の請求の手数料の軽減を受ける際の手続等を政令で定めることを意味している。具体的には、出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者が、申請書に記載すべき事項や、申請書に添付しなければならない書面等について定めている。

「納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる」については、具体的に、本法施行令第4条第3項において、納付すべき審査請求の手数料を2分の1に軽減することを定めている。

【用語の解説】

○「従業者等」

特許法第35条第1項の規定により、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員を意味する。

○「使用者等」

特許法第35条第1項の規定により、使用者、法人、国又は地方公共団体を意味する。

○「職務発明」

特許法第35条第1項の規定により、従業者等の性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明を意味する。